

2 民間給与関係資料

平成 25 年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった東京都人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、一般職の職員（公営企業職員を除く。）の給与を検討するため、平成 25 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会及び道府県市人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の都内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類に分類された 10,688 事業所

(ア) 農業，林業

(イ) 漁業

(ウ) 鉱業，採石業，砂利採取業

(エ) 建設業

(オ) 製造業

(カ) 電気・ガス・熱供給・水道業

(キ) 情報通信業

(ク) 運輸業，郵便業

(ケ) 卸売業，小売業

(コ) 金融業，保険業

(サ) 不動産業，物品賃貸業

(シ) 学術研究，専門・技術サービス業

(ス) 宿泊業，飲食サービス業

(セ) 生活関連サービス業，娯楽業

(ソ) 教育，学習支援業

(タ) 医療，福祉

(チ) 複合サービス業（中分類の郵便局に分類されるものを除く。）

(ツ) サービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）

イ 調査対象職種

78 職種（うち初任給関係職種 19 職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した調査対象事業所を、産業、規模等によって層化し、これらの層から 1,221 事業所を無作為に抽出選定した。

イ 従業員の抽出

調査事業所において、初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は、全て除外した。

ウ 調査実人員

57,502 人（うち初任給関係職種 5,085 人）

第 10 表 産業別、企業規模別調査完了事業所数

産 業	企 業 規 模 規 模 計	規 模 計				
		3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農 業 , 林 業 , 漁 業	1	0	0	0	0	1
鉱業,採石業,砂利採取業、 建設業	73	9	12	15	29	8
製 造 業	192	23	31	44	77	17
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	227	29	27	39	84	48
卸 売 業 , 小 売 業	163	19	24	24	78	18
金融業,保険業、 不動産業,物品賃貸業	91	34	10	6	32	9
教育,学習支援業、医療,福祉、 サービス業	191	14	29	32	84	32
計	938	128	133	160	384	133

(注) 上記のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所等が 283 あった。

第 11 表 民間における定期昇給制度の状況

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定 期 昇 給 制 度 の 内 容			定期昇給 制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
一 般 従 業 員	90.0 %	29.1 %	75.3 %	45.6 %	10.0 %
管理職(課長級)	80.4 %	19.1 %	69.7 %	38.0 %	19.6 %

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第 12 表 民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定 期 昇 給 実 施				定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
一 般 従 業 員	86.8 %	83.9 %	23.8 %	8.2 %	51.9 %	2.9 %	13.2 %
管理職(課長級)	75.4 %	72.3 %	19.4 %	7.5 %	45.4 %	3.1 %	24.6 %

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第 13 表 民間における冬季賞与の配分状況

区分 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
一般従業員	50.5 %	49.5 %
管理職(課長級)	43.8 %	56.2 %
管理職(部長級)	42.9 %	57.1 %

第 14 表 民間における特別給(賞与)の支給状況

項目	企業規模	規模計		
			1,000人以上	1,000人未満
平均所定内給与月額	下半期	423,773 円	472,089 円	362,248 円
	上半期	425,659 円	475,234 円	364,003 円
特別給の支給額	下半期	812,099 円	954,513 円	636,447 円
	上半期	872,162 円	1,054,147 円	656,282 円
特別給の支給割合	下半期	1.92 月分	2.02 月分	1.76 月分
	上半期	2.05 月分	2.22 月分	1.80 月分
	年間計	3.97 月分	4.24 月分	3.56 月分

(注) 下半期とは平成 24 年 8 月から平成 25 年 1 月まで、上半期とは平成 25 年 2 月から 7 月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は 3.95 月である。

第 15 表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	17,131 円
配偶者と子 1 人	24,244 円
配偶者と子 2 人	30,630 円

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については 13,500 円、配偶者以外については、1 人につき 6,000 円である。なお、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日以降、満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある子 1 人につき、4,000 円が加算される。

第 16 表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	57.2 %
非支給	42.8 %

第 17 表 民間における再雇用者（公的年金が一部支給される者）の給与水準の取扱い

	平成 25 年度以降に変更する		変更しない	検討中
	平成 24 年度と比べて引き上げる	平成 24 年度と比べて引き下げる		
月例給与	1.8 %	3.6 %	74.7 %	19.9 %
年間給与	1.4 %	4.0 %	75.0 %	19.6 %

(注) 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100とした割合である（次表において同じ）。

第 18 表 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の給与水準の取扱い

	公的年金が一部支給される再雇用者の水準と比べて			検討中
	高くする	低くする	同じにする	
月例給与	2.5 %	1.0 %	74.3 %	22.2 %
年間給与	2.5 %	1.0 %	73.9 %	22.6 %

第 19 表 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の単身赴任手当の取扱い

転居を伴う 異動がある	単身赴任手当を			転居を伴う 異動がない
	支給する	支給しない	未定	
34.4 %	(87.0 %)	(9.0 %)	(4.0 %)	65.6 %

(注) 1 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有し、かつ、定年前の常勤従業員に単身赴任手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 () 内は、公的年金が支給されない再雇用者に転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。

第 20 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給月額

職 種	区 分	学 歴	企 業 規 模			
			規 模 計	1,000 人以上	100 人以上 1,000 人未満	100 人未満
新 卒 事 務 員	{	大 学 卒	202,531	203,537	200,900	208,307
		短 大 卒	171,627	169,819	171,680	* 176,614
		高 校 卒	157,817	* 160,019	155,094	* 169,643
新 卒 技 術 者	{	大 学 卒	202,686	206,545	203,211	196,567
		短 大 卒	181,162	x	175,363	* 192,618
		高 校 卒	167,331	* 163,509	169,999	—
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	{	大 学 卒	202,574	204,098	201,596	203,536
		短 大 卒	174,807	169,928	172,905	* 186,627
		高 校 卒	161,697	161,826	160,885	* 169,643
新 卒 研 究 員		大 学 卒	* 219,677	x	* 214,232	—
新 卒 研 究 補 助 員	{	短 大 卒	—	—	—	—
		高 校 卒	x	x	—	—
準 新 卒 医 師		大 学 卒	—	—	—	—
準 新 卒 薬 剤 師		大 学 卒	* 225,845	* 219,184	x	—
準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師		養 成 所 卒	x	x	—	—
新 卒 栄 養 士		短 大 卒	x	—	x	—
準 新 卒 看 護 師		養 成 所 卒	* 221,979	* 212,640	* 238,666	—
準 新 卒 准 看 護 師		養 成 所 卒	—	—	—	—
新 卒 大 学 助 教		大 学 卒	—	—	—	—
新 卒 大 学 助 手		大 学 卒	—	—	—	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭		大 学 卒	* 212,317	—	* 212,317	—
新 卒 船 員		海 上 技 術 学 校 卒	x	—	x	—

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「準新卒」とは、平成 24 年度中に資格免許を取得し、平成 25 年 4 月までの間に採用された場合をいう。なお、医師については、平成 22 年 3 月大学卒業後、平成 22 年度中に免許を取得し、2 年間の臨床研修を修了した後、平成 25 年 4 月までの間に採用された者に限っている。

3 「x」は調査事業所が 1 事業所、「*」は調査事業所が 10 事業所以下であることを示す。

第 21 表 企業規模別、職種別平均給与額等

その1 全 職 種

事務・技術関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給する給与	時間外手当		
				所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		49.8	765,557	765,557	0	構成員50人以上の支店（社）の長
事 務 部 長		50.5	745,339	745,339	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級 専門職
事 務 部 次 長		49.7	649,916	649,916	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次 長級専門職
事 務 課 長		45.8	630,389	619,215	11,174	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級 専門職
事 務 課 長 代 理		43.4	584,745	549,622	35,123	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直 属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と 認められる課長代理及び課長代理級専門職
事 務 係 長		39.1	496,731	441,775	54,956	係の長及び係長級専門職
事 務 主 任		36.6	432,076	358,282	73,794	
事 務 係 員		32.6	337,042	288,026	49,016	
工 場 長		52.4	679,970	679,970	0	構成員50人以上の工場の長
技 術 部 長		50.4	663,251	663,251	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級 専門職
技 術 部 次 長		48.6	579,436	579,436	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次 長級専門職
技 術 課 長		46.6	537,107	529,256	7,851	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級 専門職
技 術 課 長 代 理		43.4	471,882	440,784	31,098	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直 属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と 認められる課長代理及び課長代理級専門職
技 術 係 長		39.5	473,568	395,332	78,236	係の長及び係長級専門職
技 術 主 任		37.5	411,799	327,713	84,086	
技 術 係 員		32.2	335,483	271,850	63,633	

(注) 「きまって支給する給与」、「所定内給与」には、通勤手当を含まない（第21表において全て同じ。）。

研究関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
研 究 所 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長
研 究 部 (課) 長	50.0	649,507	649,367	140	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長	
研 究 室 (係) 長	44.2	514,905	492,766	22,139	構成員3人以上の室(係)の長	
主 任 研 究 員	45.2	597,227	580,998	16,229	下記研究員より上位の者	
研 究 員	30.0	323,474	277,779	45,695		
研 究 補 助 員	—	—	—	—		

医療関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
病 院 長	59.5	1,386,482	1,386,482	0	部下に医師又は歯科医師5人以上	
副 院 長	54.3	1,043,331	1,043,331	0	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
医 科 長	52.2	912,069	840,261	71,808	部下に医師又は歯科医師1人以上	
医 師	42.9	810,891	732,866	78,025		
歯 科 医 師	33.0	301,600	301,600	0		
薬 局 長	48.5	518,806	466,386	52,420	部下に薬剤師2人以上	
薬 剤 師	34.4	328,363	286,248	42,115		
診 療 放 射 線 技 師	37.4	372,617	332,825	39,792		
臨 床 検 査 技 師	37.9	338,060	303,276	34,784		
栄 養 士	37.9	307,748	287,880	19,868		
理 学 療 法 士	32.9	304,309	292,757	11,552		
作 業 療 法 士	32.3	277,959	271,552	6,407		
総 看 護 師 長	59.2	541,647	541,647	0	部下に看護師長5人以上	
看 護 師 長	44.5	457,171	412,015	45,156	部下に看護師又は准看護師5人以上	
看 護 師	35.9	361,593	307,779	53,814		
准 看 護 師	47.6	338,824	298,340	40,484		

教育関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
大 学 学 長		69.0	1,029,900	1,029,900	0	
大 学 副 学 長		60.0	744,052	744,052	0	
大 学 学 部 長		60.9	754,808	754,808	0	
大 学 教 授		55.4	660,854	655,189	5,665	
大 学 准 教 授		47.8	542,937	538,190	4,747	
大 学 講 師		44.5	475,443	475,406	37	
大 学 助 教		38.4	471,560	471,123	437	
大 学 助 手		36.8	476,272	476,272	0	
高 等 学 校 校 長		61.7	697,952	697,952	0	
高 等 学 校 教 頭		55.6	650,346	650,346	0	
高 等 学 校 主 幹 教 諭		48.0	572,590	572,590	0	
高 等 学 校 指 導 教 諭		—	—	—	—	
高 等 学 校 教 諭		43.2	474,430	474,430	0	

海事関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
船 長 ・ 機 関 長		51.3	756,430	712,822	43,608	
一 等 航 海 士 ・ 機 関 士		44.6	584,982	464,929	120,053	
二 等 航 海 士 ・ 機 関 士		37.2	468,897	362,657	106,240	
三 等 航 海 士 ・ 機 関 士		25.1	431,199	352,326	78,873	
運 航 士		—	—	—	—	
甲 板 長 ・ 操 機 長		54.6	586,096	428,678	157,418	
甲 板 手 ・ 操 機 手		35.2	439,594	320,131	119,463	
甲 板 員 ・ 機 関 員		23.3	281,551	215,315	66,236	

技能・労務関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
電 話 交 換 手		51.0	182,675	182,675	0	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。 電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。
自家用乗用自動車運転手		50.5	459,832	387,496	72,336	
守 衛		45.8	384,372	283,989	100,383	
用 務 員		46.7	253,630	234,450	19,180	

その2 公民給与比較の対象職種

事務・技術関係職種〔1,000人以上〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
支 店 長		歳	円	円	円	構成員50人以上の支店（社）の長（6級）
50.3			821,572	821,572	0	
事 務 部 長		歳	円	円	円	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級 専門職（6級）
50.3			821,784	821,784	0	
事 務 部 次 長		歳	円	円	円	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次 長級専門職（6級）
50.3			703,846	703,846	0	
事 務 課 長		歳	円	円	円	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級 専門職（5級）
45.7			682,685	670,574	12,111	
事 務 課 長 代 理		歳	円	円	円	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に 直屬し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直 屬し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と 認められる課長代理及び課長代理級専門職（4級）
43.8			617,924	582,174	35,750	
事 務 係 長		歳	円	円	円	係の長及び係長級専門職（3級）
38.7			528,917	469,975	58,942	
事 務 主 任		歳	円	円	円	（2級、一部は3級）
36.2			494,949	404,033	90,916	
事 務 係 員		歳	円	円	円	（1級）
31.8			360,063	302,643	57,420	
工 場 長		歳	円	円	円	構成員50人以上の工場の長（6級）
55.3			915,818	915,818	0	
技 術 部 長		歳	円	円	円	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級 専門職（6級）
50.7			705,559	705,559	0	
技 術 部 次 長		歳	円	円	円	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次 長級専門職（6級）
49.4			624,925	624,925	0	
技 術 課 長		歳	円	円	円	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級 専門職（5級）
47.3			575,855	569,329	6,526	
技 術 課 長 代 理		歳	円	円	円	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に 直屬し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直 屬し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と 認められる課長代理及び課長代理級専門職（4級）
44.5			504,217	479,493	24,724	
技 術 係 長		歳	円	円	円	係の長及び係長級専門職（3級）
39.1			497,531	413,739	83,792	
技 術 主 任		歳	円	円	円	（2級、一部は3級）
38.2			434,512	351,597	82,915	
技 術 係 員		歳	円	円	円	（1級）
32.6			344,327	280,984	63,343	

(注) 「備考」欄の（ ）内は、行政職給料表（一）の対応級である。

事務・技術関係職種〔100人以上1,000人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
支 店 長		歳	円	円	円	構成員50人以上の支店（社）の長（5級）
事 務 部 長		50.9	636,724	636,724	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級 専門職（5級）
事 務 部 次 長		48.9	579,496	579,496	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次 長級専門職（5級）
事 務 課 長		46.2	522,882	513,082	9,800	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級 専門職（4級）
事 務 課 長 代 理		41.6	454,619	427,594	27,025	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直 属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と 認められる課長代理及び課長代理級専門職（3級）
事 務 係 長		40.3	415,424	369,745	45,679	係の長及び係長級専門職（2級）
事 務 主 任		37.2	350,988	299,207	51,781	（1級、一部は2級）
事 務 係 員		33.4	310,423	271,280	39,143	（1級）
工 場 長		50.7	543,106	543,106	0	構成員50人以上の工場の長（5級）
技 術 部 長		49.7	599,459	599,459	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級 専門職（5級）
技 術 部 次 長		47.6	548,434	548,434	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次 長級専門職（5級）
技 術 課 長		45.7	496,965	487,148	9,817	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級 専門職（4級）
技 術 課 長 代 理		42.2	450,406	414,904	35,502	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直 属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と 認められる課長代理及び課長代理級専門職（3級）
技 術 係 長		40.0	434,801	363,834	70,967	係の長及び係長級専門職（2級）
技 術 主 任		36.9	401,041	313,043	87,998	（1級、一部は2級）
技 術 係 員		31.8	329,969	264,111	65,858	（1級）

（注） 「備考」欄の（ ）内は、行政職給料表（一）の対応級である。

事務・技術関係職種〔50人以上100人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
支 店 長		—	—	—	—	構成員50人以上の支店（社）の長（5級）
事 務 部 長		49.5	633,724	633,724	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級 専門職（5級）
事 務 部 次 長		48.9	515,274	515,274	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次 長級専門職（5級）
事 務 課 長		44.6	493,669	490,387	3,282	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級 専門職（4級）
事 務 課 長 代 理		43.1	443,038	391,424	51,614	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に 直屬し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直 屬し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と 認められる課長代理及び課長代理級専門職（3級）
事 務 係 長		40.9	405,230	368,596	36,634	係の長及び係長級専門職（2級）
事 務 主 任		36.9	336,575	289,326	47,249	（1級、一部は2級）
事 務 係 員		34.0	301,212	264,017	37,195	（1級）
工 場 長		—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長（5級）
技 術 部 長		50.4	593,591	593,591	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級 専門職（5級）
技 術 部 次 長		50.0	485,292	485,292	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次 長級専門職（5級）
技 術 課 長		46.1	458,909	452,548	6,361	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級 専門職（4級）
技 術 課 長 代 理		45.1	429,798	391,534	38,264	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に 直屬し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直 屬し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と 認められる課長代理及び課長代理級専門職（3級）
技 術 係 長		42.1	414,040	362,542	51,498	係の長及び係長級専門職（2級）
技 術 主 任		38.5	369,814	309,696	60,118	（1級、一部は2級）
技 術 係 員		32.0	308,547	260,498	48,049	（1級）

（注） 「備考」欄の（ ）内は、行政職給料表（一）の対応級である。